

政策環境建設常任委員会 議事次第

令和 8 年 8 月 19 日（水）

午 後 1 時 3 0 分 ～

於：第 2 委員会室

1 開 会

2 所管事項の調査

「京都府自転車活用推進計画に基づく取組について」

参考人：立命館大学 理工学部環境都市工学科

教授 小川 圭一 氏

3 そ の 他

4 閉 会

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿

【総合政策環境部】	
総合政策環境部長	松 浦 快 仁
総合政策環境部子育て社会推進監 (総合政策室長兼務)	米 倉 大 悟
総合政策環境部副部長 (子育て社会推進監付理事兼務)	白波瀬 衛
総合政策環境部副部長 (共生社会推進室長兼務)	法 谷 道 哉
総合政策環境部副部長	西 村 敏 弘
総合政策環境部技監	笠 原 淳 史
総合政策環境部企画参事	島 津 大
総合政策室企画参事	宮 田 聖 徳
総合政策室企画参事	藤 原 茂 樹
総合政策室企画参事	中 村 早 苗
地域政策室長	吉 田 宏 則
地域政策室企画参事 (北部担当)	大 野 義 章
地域政策室企画参事 (中部担当)	仲 村 貴 人
地域政策室企画参事 (南部担当)	池 松 達 人
政策環境総務課長	森 江 誠
情報政策課長	青 木 耕一郎
デジタル政策推進課長	後 藤 幸 宏
企画統計課長	川 嶋 三 佳
大学政策課長	巽 大 輔
脱炭素社会推進課長	原 圭 太 朗
循環型社会推進課長	水 落 高 明
自然環境保全課長	杉 本 圭 哉
環境管理課長	峯 勝 之

【商工労働観光部・建設交通部】	
※ 商工労働観光部・建設交通部港湾局長※	柴 田 裕 基
商工労働観光部・建設交通部港湾局副局長	松 本 義 明
商工労働観光部・建設交通部港湾局港湾企画課長	樫 智 徳

※ 農商工労働常任委員会と同時開催の場合は、同委員会に出席

【建設交通部】	
※ 建設交通部長	本 田 卓
建設交通部企画調整理事 (建設交通部副部長兼務)	坂 根 久 尚
建設交通部副部長 (用地課長事務取扱)	大 藤 貴 史
建設交通部技監 (土木担当)	西 岡 久
建設交通部技監 (都市・建築住宅担当)	壺 井 康 之
建設交通部公営企業管理監 (建設交通部副部長併任)	石 塚 健 一
建設交通部理事	浅 野 浩 司
建設交通部理事 (建設企画担当)	采 尾 直 久
建設交通部理事 (道路政策担当)	吉 本 慶 太
建設交通部理事 (地域交通政策担当)	細 井 浩 一
建設交通部理事 (治水政策担当)	奥 野 真 章
監理課長	里 友 宏
監理課参事	今 西 秀 和
指導検査課長	坂 晃 昭
道路計画課長	傍 島 史 宗
道路建設課長	大 下 浩 一
道路管理課長	前 田 志 朗
交通政策課長	原 田 聡
河川課長	濱 口 正 英
砂防課長	中 村 光 宏
都市計画課長	坂 本 智 生
建築指導課長	瀬 野 一 樹
住宅政策課長	山 口 正 樹
住宅整備課長	鹿 野 俊 成
営繕課長	丸 山 忍
公営企業経営課長	荒 木 直 哉
水道政策課長	碓 正 登
※ 下水道政策課長	長谷川 史 明

(計 54 名)

※ 新任理事者

政策環境建設常任委員会 出席要求理事者名簿 (8月19日)

【建設交通部】	
建設交通部企画調整理事 (建設交通部副部長兼務)	坂 根 久 尚
建設交通部技監 (土木担当)	西 岡 久
建設交通部理事 (道路政策担当)	吉 本 慶 太
道路管理課長	前 田 志 朗

(計 4 名)

京都府自転車活用推進計画に基づく取組について

令和8年8月19日

■ 第3次自転車活用推進計画の策定（R8.5.29閣議決定）

国交省記者発表抜粋

第3次自転車活用推進計画の概要



社会情勢等の変化

モビリティ
の多様化

青切符導入

交通空白

カーボン
ニュートラル

観光需要
の回復

計画期間：R8～R12年度

ビジョン

安全・快適に自転車を活用できる環境の実現により、自転車交通の役割を拡大し、人と地域が調和した豊かに暮らせる持続可能な社会を目指す

指標 自転車分担率 等

目標

【目標1】 安全で快適な走行環境等の整備による

良好な自転車利用環境の実現

指標 自転車活用推進計画を策定した市区町村数 等

【目標2】

自転車事故のない安全で安心な社会の実現

指標 ヘルメット着用率 等

【目標3】 自転車交通の役割拡大

による良好な地域の移動環境の形成

指標 シェアサイクルの導入市区町村数 等

【目標4】 自転車利用の促進による

活力ある健康長寿社会や脱炭素社会の実現

指標 通勤・スポーツとしてのサイクリング行動者率、
デモ活用施設の中で公共交通・自転車・徒歩での移動
に取組む会員数 等

【目標5】 サイクルツーリズム等の推進

による観光地域づくりや地域の活性化

指標 先進的なサイクリング環境の整備を
目指すモデルルートの数 等

施策

5つの目標を実現するための施策を位置付け（計31）

※主な施策

目標

1

- ・自転車通行空間の計画的な整備
- ・多様な駐輪ニーズに応じた駐輪場の整備

目標

2

- ・道路利用者全体の安全意識醸成
- ・自転車の交通安全教育の推進
- ・安全に自転車に乗れる環境の創出

目標

3

- ・自転車と地域の公共交通等との連携の促進
- ・公共交通機関への自転車の持ち込みの促進

目標

4

- ・自転車を利用した健康づくりの推進
- ・自転車の利用促進による環境負荷軽減の推進

目標

5

- ・世界に誇るサイクリング環境の創出
- ・自転車活用による観光地域づくりの推進

措置

31の施策を実施するための具体的な措置を位置付け（計121）

➤ 計画改定のポイント

①ビジョンを初めて提示、②目標・施策・措置の充実

交通反則通告制度（青切符）の導入（R8. 4. 1）

京都府警 配布資料

令和8年4月1日より 交通反則通告制度
自転車の違反に青切符が導入

青切符（交通反則通告制度）とは…
運転者が比較的軽微な交通違反をした場合、一定期間内に反則金を納めると、刑事手続を受けないで事件が処理される制度。

違反手続の流れ

- 軽微な違反（交通反則通告制度対象）
 - 青切符を交付
 - 8日以内に反則金を納付
 - する → 交通反則通告センターに出頭し、反則金納付の通告を受ける → 11日以内に反則金を納付
 - する → 手続終了
 - しない → 刑事手続へ有罪なら前科（拘禁刑・罰金等）
- 悪質な違反（交通反則通告制度の対象外）
 - 赤切符を交付

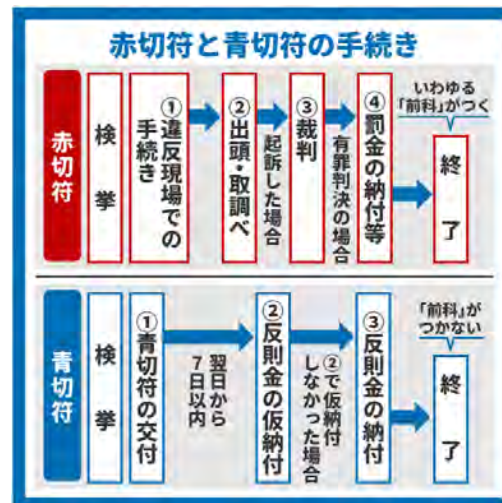
例

- 携帯電話使用等（保持）12,000円
- 信号無視 6,000円
- 一歩不審止 5,000円
- 公道郵便車等通行 6,000円
- 公道郵便車等通行 5,000円

一定の危険な行為を3年以内に2回以上繰り返すと自転車運転者講習の受講が命ぜられます（受講しない場合は、5万円以下の罰金）。

「飲酒運転」や「妨害運転」等、特に悪質な違反行為は、交通反則通告制度の対象外のため従来通り赤切符を受け、刑事手続となります。

京都府警察



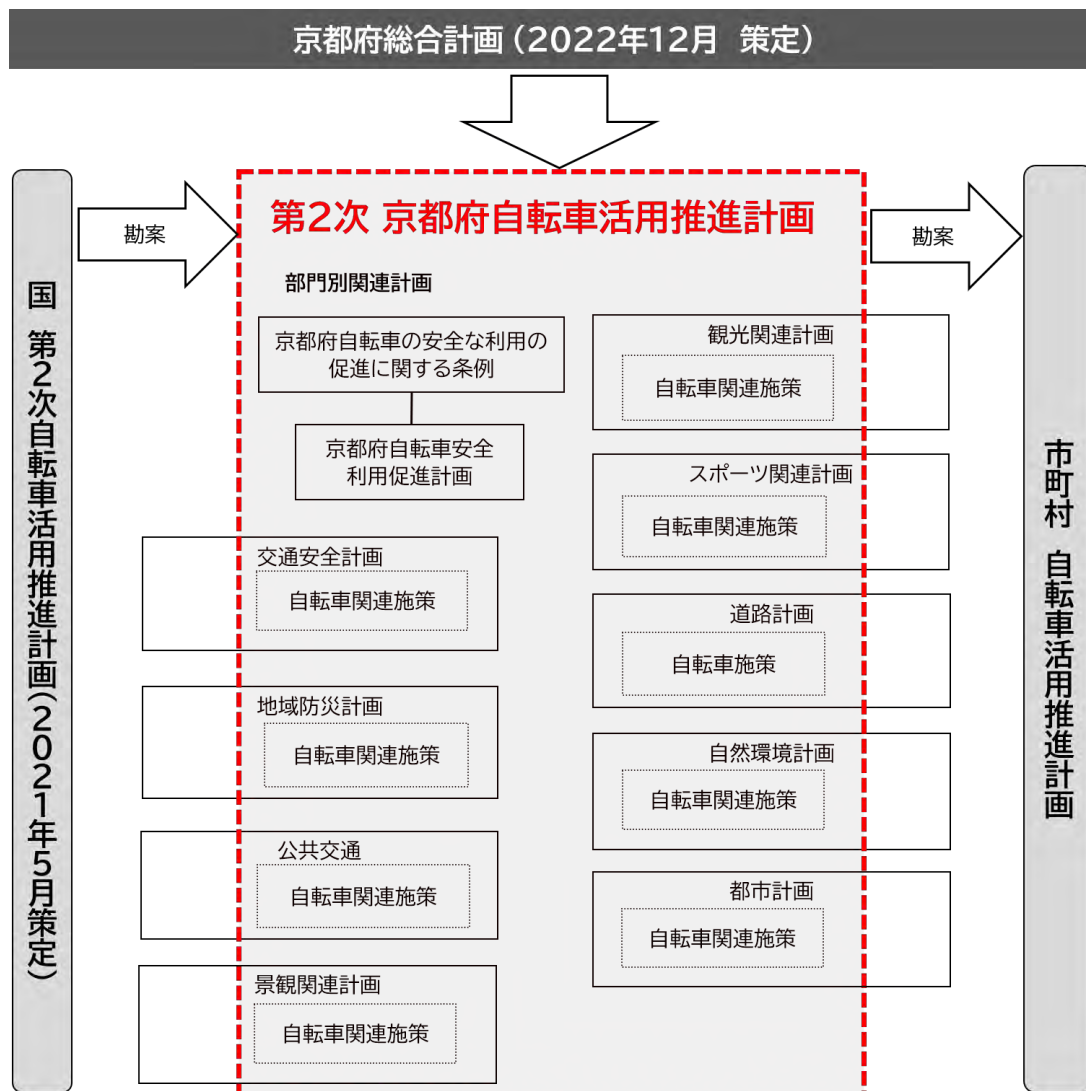
反則行為と反則金の例

反則行為	反則金額
携帯電話使用等（保持）	12,000円
信号無視	6,000円
通行区分違反（右側通行、歩道走行など）	6,000円

悪質・危険な違反に直ちに当たることがないときは、原則として、検挙は行わず、指導警告を行います。

出典：政府広報オンライン「2026年4月から自転車の交通違反に「青切符」を導入！何が変わる？」

◆京都府自転車活用推進計画



▶第1次計画
令和元年12月末
～令和5年度末

▶第2次計画【現行計画】
令和 5年12月末策定
～令和9年度末

▶第3次計画（次期計画）
府総合計画の改定を踏まえ、
令和9年12月の改定を予定
（4か年計画）

本府における自転車の活用による地域の活性化等に向けた取組を総合的・計画的に推進するための計画



京都府自転車活用推進計画について

京都府総合計画

誰もが未来に夢や希望を持てる「あたたかい京都づくり」を進めていきます。

将来構想	基本計画
(1)人と地域の絆を大切にする共生の京都府	○誰もが親しみ夢が広がるスポーツ ○文化力による未来づくり ○産業の創出・成長・発展と継承 ○交流機会を創出する観光
(2)文化の力を継承し新たな価値を創造する京都府	○しなやかで災害に強い地域
(3)豊かな産業と交流を創造する京都府	○犯罪や事故のない暮らし ○脱炭素社会へのチャレンジ
(4)環境と共生し安心・安全が実感できる京都府	○成長・交流・情報・暮らしの基盤づくり ○もうひとつの京都の推進と地域連携



一人ひとりの目的に合わせて
自転車を楽しく活用し、安心・安全、
快適なサイクル環境を実現

誰もが自転車の楽しさや便利さを実感できる環境の実現

つかう

・自転車は身近に利用できる乗り物で、利便性、機動性に優れており、健康に良く、環境にやさしいというメリットがあります。
・京都府の魅力発信、暮らしの向上、賑わい創出、地域活性、健康増進、災害対応など、様々な場面において、自転車を活用し、多くの人が自転車の楽しさや快適さを実感できる取組を進めます。

誰もが安全で快適に利用できる自転車環境の実現

つくる

・自転車を利活用する機会が増える中、歩行者の安全を確保し、自転車を利用する誰もが安全・快適に自転車を利用できる環境整備を進めます。
・また、自転車は将来の都市交通を担う重要な手段の一つとして捉え、公共交通と自転車の連携強化を図り、地域のニーズに応じた環境整備を進めます。

みんながルールを守り、お互いが安心して利用できる自転車環境の実現

まもる

・自転車を利用する人は子どもから高齢者まで幅広く、その運動能力や利用実態は様々です。また、最近は外国人の利用者の増加や、新たなモビリティが登場しています。
・一人ひとりがルールを守り、お互いが安全に安心して自転車を利用できるよう、広報啓発や指導・取締りの徹底、利用者の実態に応じた安全教育を進めます。

主な施策の取組について

つかう

淀川リバーサイドサイクルラインの整備と活用

- ▶大阪・関西万博を契機として、自転車を活用した広域的な周遊による地域の活性化に向けて、大阪府・大阪市・堺市とともに広域的なサイクルルート「淀川リバーサイドサイクルライン」を整備
- ▶万博会場の「夢洲」と京都八幡の「さくらであい館」を結ぶ淀川リバーサイドサイクルラインを整備
- ▶京都府域の整備完了を記念して、令和7年6月1日に完成イベント「京都to万博チャレンジライド」を実施

ナショナルサイクルルート(NCR)を目指した取組

- ▶ナショナルサイクルルートの指定によるさらなる地域振興を目指して、ルート設定に向けた検討を継続

「Ride with KYOTO 推進会議」の取組

- ▶府内サイクリング環境の向上や、自転車の利活用促進による地域活性化・観光振興・健康増進を図ることを目的として設立された官民連携プラットフォーム
- ▶鬼の伝承スポットを巡る初心者から上級者まで楽しめる4つのコースを巡るモバイルスタンプラリーイベント「鬼の京都 京都1周サイクルスタンプラリー」を開催

広域振興局の取組

- ▶気軽に走れる初級コースから、上級者をも唸らせる高難易度コースまで、たくさんの方に京都丹波を楽しんでいただけるサイクルイベント「ツール・ド × 京都丹波」を開催



矢羽根・自転車ピクトの設置
(淀川リバーサイドサイクルライン)



淀川リバーサイドサイクルライン完成イベント
『京都to万博チャレンジライド』



広域的なサイクルルート網を形成



鬼の京都 京都1周
サイクルスタンプラリー



ツール・ド × 京都丹波2025

主な施策の取組について

つくる

市町村自転車活用推進計画の策定促進

- ▶ 全国の動向や計画に基づく道路整備について周知し、計画策定の呼びかけを継続
- ▶ 自転車ネットワーク計画調整会議（準備会）実施

大規模自転車道の整備及び環境改善

- ▶ 田井大垣自転車道線の未接続区間の整備等を実施中
- ▶ 加悦岩滝自転車道線では舗装修繕、照明設置を実施中



市町村計画策定に向けた取組
（市町村道路事業会議）



未接続区間の整備
（田井大垣自転車道線）

まもる

自転車安全利用五則の活用等による効果的な広報啓発 危険・悪質な運転者への対応

- ▶ 毎月の自転車安全利用推進日等に交通機動隊の「Be-Unit（自転車取締小隊）」と警察署が、自転車安全利用五則を始めとする交通ルールを周知するための啓発活動を実施



モビリティ対策室と自転車取締小隊
（通称「Be-Unit」）の設置
（京都府警察本部）



街頭啓発

利用者の実態に応じた自転車安全利用の充実・強化

- ▶ 若者の目線で青切符制度に関する動画を作成し、府公式YouTubeチャンネルで全世界に公開
- ▶ 学校等における交通安全教育の実施

自転車運転者講習制度の着実な運用

自動車運転者に対する交通安全教育の実施

- ▶ 改正法の周知を図り、自転車の安全利用を促進するため、新たなチラシを作成するなど、街頭啓発や交通安全教室等を実施



自転車安全教育動画を作成
府公式YouTubeによる公開



学校等における交通安全教育の実施

サイクルツーリズムの取組 (全体図)



<サイクリストの受入れ環境整備>

■ サイクリストにやさしい宿の 認定制度、情報発信

京都府HP 情報発信イメージ

京都府「サイクリストにやさしい宿」認定制度のご案内

京都府では、自転車愛好者向けサービスを提供していただける宿泊施設を増やすことで、サイクルツーリズムの推進及び地域振興に繋げていくことを目的に、「サイクリストにやさしい宿」を認定します。

【認定のための必須サービス】

- ① 自転車の屋内保管
(自転車を組み立てた状態で、客室への持ち込みが可能、一般客の立ち入らない施設可能な場所(バックヤードや車庫等)で保管が可能。)
- ② 「スポーツバイク対応の空気入れ」の貸出
- ③ 手荷物一時的預り(チェックイン前/チェックアウト後)
- ④ 宅配便(自転車を含む)の受取・発送サービス

さらに、「あればより良いサービス」として、以下のサービスもサイクリストに喜ばれます。

- 洗濯機/脱水機の貸出、またはランドリーサービス(即日/翌朝対応)
- 自転車のメンテナンススペースの提供
- 修理工具の貸し出し
- 駐車スペースの提供(チェックイン前/チェックアウト後)
- 観光情報等の提供

「サイクリストにやさしい宿」に認定されると・・・

- 京都府のホームページ及びサイクリング専用情報発信サイト「Ride with KYOTO」に「サイクリストにやさしい宿」として掲載。
(施設情報、サイクリストへのサービス、施設写真等)
- メディア・旅行会社等への情報提供、各種広報媒体で情報発信・PR
- 「サイクリストにやさしい宿」認定ステッカー等を交付



<官民連携>

■ Ride with KYOTO推進会議によるイベント・広報啓発



★サイクリストの聖地「さくらであい館」で1日限定開催

★イベント参加者数 約600名

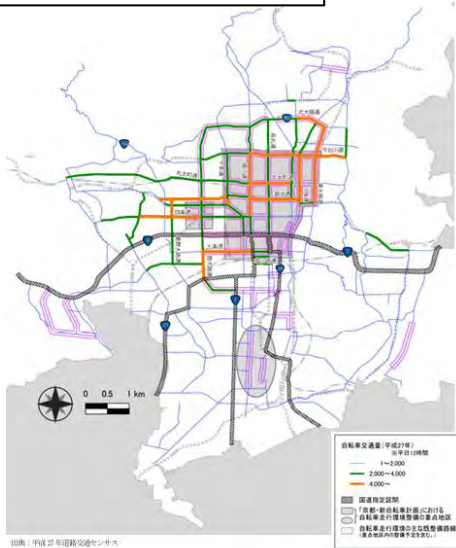
- 京都府内のサイクルルートのPRや「自転車青切符」の導入を踏まえた自転車ルール・マナーについても学べる体験型イベントの実施など

<市町村自転車活用推進計画に基づく整備（京都市）>

京都市自転車総合計画抜粋

京都市自転車総合計画2025

「自転車共生都市・京都」の実現へ
～自転車をつなぐ、ひと・まち・くらし～



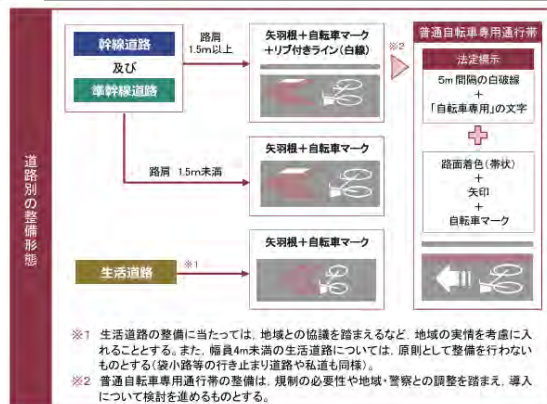
出典：平成27年度道路交差点センサス

国 自転車交通量調査

京都市域整備状況



京都市自転車走行環境整備ガイドライン抜粋



※1 生活道路の整備に当たっては、地域との協議を踏まえるなど、地域の実情を考慮に入れることとする。また、幅員4m未満の生活道路については、原則として整備を行わないものとする（袋小路等の行き止まり道路や私道も同様）。

※2 普通自転車専用通行帯の整備は、規制の必要性や地域・警察との調整を踏まえ、導入について検討を進めるものとする。

自転車走行環境整備フロー

京（みやこ）のみちデザインマニュアル（抜粋）

■自転車通行空間の色彩については、以下のベンガラ色を基本とする。 【ベンガラ色】 ●自転車通行空間（歩道側） ・アスファルト舗装：色粉の割合を「ベンガラ色：黒色＝70：30」としたものと「インターロッキングブロックやカラー塗装等」 ・ベースカラー：色相5R～10R 明度2～4 彩度3 ・組合せカラー：色相5R～10R 明度2～6 彩度3 ※なお、周辺景観等の地域特性により、別途考慮が必要な場合は、必要に応じて局所デザイン検討会において検討した上で、技術審査委員会承認を得ることとする。 ●自転車通行空間（車道側） ・視認性（特に夜間）に配慮し、明度を高めたベンガラ色（色相2.5R、彩度4、明度8）とする 【ベンガラ色を基本とする理由】 ・本市における自転車通行空間の色彩等については、「ベンガラ（赤色）系」が全体の7割程度（平成24年2月末時点）を占めており、縦横統一が図られていること ・景観に配慮し、一定の視認性が確保できること ・ベンガラ色はストリートアスファルトに色粉を混入することによる発色が可能であり、経済性に優れ、（その他のカラー舗装の場合は発色高アスファルトとなり、経済性等が劣る。）、施工規模などにかかわらず常に同一の色彩が出しやすいため	
---	--

その他の取組

シェアサイクル

○シェアサイクルの利用・普及促進に向けた公有地の貸出しを実施



←4事業者と連携協定を締結。

- ・ハローサイクル
- ・チャリチャリ
- ・クルー
- ・ループ

京都市役所前広場
シェアサイクルポート設置状況→



【参考】
京都府においては、シェアサイクル事業者と公務利用に関する連携協定を締結。京都市の連携協定との調整により公務利用以外のポート設置を模索。



<市町村自転車活用推進計画に基づく整備（長岡京市）>

長岡京市自転車活用推進計画抜粋



対策前①



対策後①



対策前②



対策後②



対策前③



対策後③

長岡京市自転車活用推進計画 概要版

1. 策定の目的・対象区域・計画期間

策定の目的 本計画は、長岡京市における自転車利用環境整備を軸とする、自転車の利活用を総合的・計画的に推進するために定めるものである。

対象区域 長岡京市全域 **計画期間** 令和3年度から令和12年度の10年間

2 自転車利用に関する現状と課題

長岡京市は、交通手段として自転車を利用する割合が高く人口あたりの自転車事故件数も多い。

3. 自転車利用環境整備に向けた基本方針

長岡京市における自転車利用環境整備に向け、3つの基本方針を設定。

基本方針1：自転車・歩行者が安全・安心に移動できる環境の構築

- 自転車・歩行者が集中する道路を中心に自転車通行環境整備を行い、交通通行を促進することで事故の抑制や歩行者の安心感向上を図る。
- 自転車通行環境整備と歩行者安全を両立するために、自転車通行ルール・マナー向上を図る。

基本方針2：自転車からの転倒や外出を支援する移動の利便性確保

- 高齢者を中心に転倒からの転倒や外出を支援するため、転倒しやすい環境や、公共交通サービスと連携した自転車活用環境整備を図る。

基本方針3：自転車を活用した観光振興や健康増進への貢献

- 市内への来訪者や市民の増加に貢献するため、自転車を利用した市内からのアクセス性や市内の利便性を高める。
- サイクリングロード等を活用して、市民の健康増進への貢献を図る。

4. 自転車通行環境整備以外の取組実施

基本方針の実現に向け、自転車通行環境整備以外にも以下の施策を実施。

項目	取組施策
一般を対象とした安全啓発	(1)自転車マナーアップデー (2)小学校区における自転車安全教室 (3)自転車安全運転講習会 (4)イベントにおける自転車安全教室等
安全啓発を担う人材育成	(1)市民が自転車安全利用推進委員等
学校における安全啓発	(1)幼児保護者への啓発 (2)小学校と児童自転車安全教室 (3)小学生への自転車安全利用講習会 (4)PTA主催の自転車安全教室 (5)交通安全教室
高齢者を対象とした安全啓発	(1)高齢者に対する自転車安全教室 (2)高齢者の安全利用講習会 (3)高齢者の自転車安全教室
一般を対象とした啓発	(1)自転車安全利用推進月間における啓発 (2)自転車の安全利用に関する啓発 (3)自転車安全利用講習会
観光関係	(1)観光バス等を結んだ観光サービス上の検討
観光関係	(1)民間事業者と連携したサイクリング導入の推進

5. 計画の推進

「自転車通行環境の整備延長」「自転車事故件数」「自転車管理指標」を、取組を推進。

進捗管理指標	進捗	目標値(令和12年度)
自転車通行環境の整備延長	アセリアロードと区間のみ	約22.4km(優先整備路線延長)
自転車事故件数	32件/年(令和元年度)	20件/年



【京都府の自転車施策における現状と課題】

京都府としては、これまでは主に、サイクルツーリズムをはじめ、広域的なサイクルルートの整備や発信に取り組んできたところ。

自転車の安全利用に関する情報発信や啓発にも取り組んでいるが、日常利用における安全な自転車走行環境整備などの取組は、まだ十分ではない状況

京都府の自転車走行環境の整備では、

- 道路の新設や改築を行う際、道路構造令・条例（運用基準（案）を含む）・ガイドラインに沿って自転車道、自転車通行帯、自転車歩行者道等の設置を検討し、必要に応じて整備
- 安全な自転車通行環境を確保する上では、自転車道や自転車通行帯といった自転車専用の走行環境の整備が望ましいが、整備には予算と時間がかかるため、これまでは車道混在型の矢羽根等の路面標示による走行環境整備を主に実施
- 一方、自転車と歩行者の接触事故の抑制のため、自転車歩行者の自転車通行可を解除する取組や、自転車の青切符制度導入により、規制や取締りの強化だけでなく、安全な自転車走行環境整備を求める意見が増加
- 限られた道路空間の中で安全性を確保するため、通行区分の明確化、交通ルールの周知・徹底、道路構造の改善などを組み合わせた総合的な対策が必要

【京都府の自転車施策における今後の取組】

＜自転車ネットワーク計画や市町村自転車活用推進計画の策定促進＞

- ▶ 自転車の利用実態に応じた
自転車走行環境をまちづくりと
合わせて検討していくことが必要



- 自転車ネットワーク計画調整会
- ▶ 議を開催し、市町村の自転車
ネットワーク計画や自転車活用
推進計画の策定を促進



＜自転車ネットワーク計画を踏まえた自転車走行環境の整備＞

- ▶ 道路新設や道路改築などの新たな整備箇所
- ▶ 既存の道路幅員等で整備が必要な箇所
- 自転車専用通行帯や自転車道の空間を踏まえた整備を検討
- 早期に整備が可能な車道混在（矢羽根）を検討

